

大阪府営住宅にお住まいの皆さまへ

マイナンバーカードお持ちですか？

マイナンバー（個人番号）を届け出ること
とで収入に関する証明書類（住民税課税
証明書等）の提出を省略でき、収入申告
が簡単になります。



大阪府ではマイナンバー（個人番号）
による収入申告を推奨しています。

■注意事項

別居扶養がいる世帯、今年入居、仮移転又は建替移動がある世帯は、マイナンバーによる収入申告ができません。また、世帯員に今年転入された方がいる場合などで、マイナンバーによる収入申告ができないことがあります。その場合は、後日管理センターより連絡がありますので、従来どおりの方法により申告をお願いします。